

税務課から

軽自動車税の税制改正

平成27年4月1日以後に最初の新規検査をされた三輪および四輪以上の車両は新税率となります。
ただし、原動機付自転車及び二輪車にかかる新税率は、平成28年度からの適用となります。

軽自動車税の減免

次の対象車両をお持ちで軽自動車税の減免を希望される方は、期限までに役場税務課で減免申請してください。

前年度に減免を受け、今年度も継続して減免を希望される方は、対象車両、障がい等級、運転者ならびに運転免許証の登録内容などに変更がなければ申請の必要はありません。減免は1人につき1台限りです。

なお、普通自動車税の減免との重複はできません。

4月1日から

仮ナンバー

自動車臨時運行許可を 発行します

自動車臨時運行許可（仮ナンバー）制度とは
登録されていない自動車や自動車車検証の有効期限が切れている自動車など運行要件を満たさない自動車について、一時的に運行を許可する制度です。
詳しくは税務課へお問い合わせください。

固定資産税の縦覧・閲覧

平成27年度の固定資産税の縦覧（閲覧）期間は次のとおりです。

- 期間** ◆縦覧 4月1日～6月1日（土・日・祝は除く）
- ◆閲覧 4月1日以降（土・日・祝は除く）

場所 税務課、各支所総合窓口室

縦覧・閲覧できる方

納税義務者、納税管理人、同居の家族

必要なもの 本人確認できるもの
（納税通知書＜前年度分でも可＞、または運転免許証など）

手数料

- ◆縦覧 無料（ただし縦覧帳簿のコピーはできません）
- ◆閲覧 縦覧期間中の閲覧料は無料（名寄帳のコピーは、1枚につき20円）

◆問い合わせ先

税務課 ☎0859-54-5208

◆対象車両

次のどちらかの要件を満たす軽自動車など

- ① 身体に障がいのある方が所有する軽自動車などで、本人または家族が運転するもの
- ② 18歳未満の身体に障がいのある方、または精神に障がいのある方と生計を同じにする家族が所有している軽自動車などで、家族の方が運転するもの

※障がいの等級など要件を満たさないと、減免が受けられません。詳しくは役場税務課にお問い合わせください。

◆申請期限 4月30日（木）

◆必要書類

- ・軽自動車税納付書
- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているもの）のいずれか
- ・印鑑
- ・運転免許証

◆問い合わせ先
社会福祉協議会名和支所
☎0859・54・2200

4月から新たな生活困窮者の支援制度が始まり、大山町では社会福祉協議会名和支所が窓口になります。
経済的な不安や子どもの教育など、どこに相談してよいかわからない方は一人で悩まず、まずはご相談ください。相談員がどうしたらよいかを一緒に考え、解決へのお手伝いをします。
秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

仕事や生活のことで
困っていませんか？
あなたの悩み、
一緒に解決しましょう！